

令和5年度栗原市放課後児童クラブ利用のご案内

放課後児童クラブとは、保護者が仕事や病気などで放課後の面倒を見ることができない家庭の児童（小学生）を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、集団生活を通して児童の健全な育成を図ることを目的として実施している事業です。

【対象児童】

栗原市内の小学校及び義務教育学校の前期課程に通学する児童で、保護者が就労（自営や農業を含む）や疾病（病気入院や長期療養）、家族等の看護・介護、その他の理由により、放課後等に児童の保護や世話ができない児童を対象としています。現在利用中の場合も、令和5年度分の申請が必要です。

【利用期間】

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※年間を通じての利用が基本です。

【休業日】

- ・日曜日、夏季休業日（8月13日から8月16日まで）及び年末年始休業日（12月29日から1月3日まで）
- ・その他市長が必要と認める日 ※感染症等の流行により、休所とする場合があります。

【利用時間】

- ・平日（放課後）： おおむね午後1時30分から午後6時30分まで
- ・休日（土曜・祝日・長期休業期間）： 午前7時30分から午後6時30分まで

※必ず時間内にお迎えをお願いします。何らかの事情で遅れる場合は、必ず放課後児童クラブにご連絡をお願いいたします。また、保護者へ引渡しが原則です。

【利用料】

①【月曜から金曜まで利用】

- ・1人目：3,000円/月 2人目：1,500円/月 3人目以降：無料

②【月曜から土曜まで利用】

- ・1人目：4,000円/月 2人目：2,000円/月 3人目以降：無料

※初月のみ保険料、また毎月教材費・おやつ代として①は2,000円②は2,500円の費用が別途かかります。

【利用申請について】

下記のとおり申請してください。なお、学年等は令和5年度の内容を記入します。

| | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 申請書類 | ① 放課後児童クラブ利用申請書 ② 放課後児童クラブ家庭状況調査票 ③ 就労証明書（同居就労者全員分） <u>※65歳以上は不要です。</u> ④ 誓約書 ※兄弟で利用する場合、③と④は1枚で結構です。 <u>※記入誤りは二重線を引き、訂正印をお願いいたします。（修正テープ及び修正液不可）</u> |
| 2 | 申請期間 | 令和4年11月1日（火）から同年11月30日（水）まで 午前8時30分から午後5時15分まで ※休日受付11/19（土）、11/27（日）午前9時から午後5時まで 場所：子育て支援課【市役所1階】（本庁舎東側入口のみ開放） <u>※申請期間後の利用申請については随時受付いたしますが、12月1日以降に申請されますと、初日（4月1日）から利用できない場合があります。</u> また、定員超過の場合は入所できない場合がありますのでご了承ください。 |
| 3 | 申請書類受取り ・提出先 | 各総合支所 市民サービス課 ※申請の際には、簡単な確認事項（面談）があります。 |

【利用承諾】

- (1) 申請内容を審査し、利用承諾の有無について令和5年2月上旬までにお知らせします。
- (2) 審査は、申請内容、入所希望放課後児童クラブの状況等を総合的に判断し、利用決定となります。
(申請すれば必ず入所できるものではありませんので、ご理解願います。)
- (3) 放課後児童クラブ利用料に滞納がある方は、滞納分を納入していただいたからの利用決定となります。

【退所届】

放課後児童クラブを退所する場合、退所届を必ず退所日の10日前までに各総合支所市民サービス課へ提出してください。

※支援員等への口頭の連絡は退所となりません。また、最後に利用した日を過ぎた場合でも、退所日を遡ることはできませんのでご注意ください。

【その他】

- (1) 児童本人がけが及び体調不良の場合は、お迎えをお願いいたします。申請書の緊急連絡先には、必ずご連絡の取れる方2名の連絡先をご記入願います。
- (2) 不必要な物は持たせないようにお願いします（お金、おもちゃ等）。
- (3) 次の場合、退所していただくことがあります。
 - ・支援員の注意を守れない場合
 - ・利用料の滞納が生じた場合
 - ・利用日が極端に少ない場合
- (4) 以下について変更がある場合、必ず各総合支所市民サービス課へ申請内容変更届を変更の10日前までに提出してください。
 - ・利用曜日 ※土曜利用に変更する場合は、就労証明書で雇用状況を確認します。
 - ・世帯員数、住所、保護者の電話番号、勤務先 ※勤務先の変更は就労証明書を添付してください。
- (5) 次の場合、利用者数の状況により、実施場所が変更となる場合があります。
 - ・放課後児童クラブごとの利用者数が定員を超える場合、または極端に少ない場合

【放課後児童クラブ一覧】

| 放課後児童クラブ名 | 設置場所 | 定員(人) | 住 所 | 電話番号 |
|--------------------------|----------------|-------|----------------|---------|
| 築館放課後児童クラブ [△] | 旧築館幼稚園 | 235人 | 築館薬師二丁目4番22号 | 22-1266 |
| 宮野放課後児童クラブ [△] | 宮野小学校内 | 58人 | 築館上宮野台291番地 | 22-8020 |
| 若柳放課後児童クラブ [△] | 若柳小学校敷地内 | 166人 | 若柳字川北塚原55番地 | 32-6100 |
| 栗駒放課後児童クラブ [△] | 旧岩ヶ崎幼稚園 | 151人 | 栗駒岩ヶ崎下小路13番地9 | 45-5795 |
| 栗駒南放課後児童クラブ [△] | 旧尾松幼稚園 | 106人 | 栗駒稲屋敷後原前78番地 | 45-1212 |
| 高清水放課後児童クラブ [△] | 高清水小学校内 | 82人 | 高清水西善光寺21番地 | 58-2229 |
| 一迫放課後児童クラブ [△] | 一迫小学校敷地内 | 136人 | 一迫真坂字新道満15番地 | 52-3661 |
| 瀬峰放課後児童クラブ [△] | 瀬峰小学校内 | 38人 | 瀬峰清水山15番地1 | 38-4422 |
| 鶯沢放課後児童クラブ [△] | 鶯沢小学校敷地内 | 70人 | 鶯沢南郷辻前3番地1 | 55-3055 |
| 金成放課後児童クラブ [△] | 旧金成小学校内 | 119人 | 金成台畑23番地1 | 42-1019 |
| 志波姫放課後児童クラブ [△] | 志波姫小学校内 | 148人 | 志波姫沼崎新田64番地 | 25-3033 |
| 花山放課後児童クラブ [△] | 草木コミュニティーセンター内 | 38人 | 花山字草木沢原井田40番地1 | 56-2610 |

【申込み及び問い合わせ先】

○栗原市教育委員会 社会教育課 TEL42-3514

○各総合支所市民サービス課

- ・築館 TEL22-1111
- ・若柳 TEL32-2121
- ・栗駒 TEL45-2111
- ・高清水 TEL58-2111
- ・一迫 TEL52-2111
- ・瀬峰 TEL38-2111
- ・鶯沢 TEL55-2111
- ・金成 TEL42-1111
- ・志波姫 TEL25-3111
- ・花山 TEL56-2111